

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50円 接客人税 1 人 月額 100円	広告税及び接客人税は廃止された。	鉱産税，軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。

年度 項目	57	60	61	63
税 率 等	特別土地保有税 (1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において，昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について，取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き，それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き，保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について，昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について，平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに，昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡）に引き下げられた。

48	50	55
特別土地保有税が創設された。 税 率 保有分 1.4% 取得分 3%	事業所税が創設された。 税 率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300円 従業者割 従業者給与総額の 100分の0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500円

平成 2 年度	3
特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。	特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあっては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあっては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和57年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率は1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。

(その他の税目につき)

年度 項目	4	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。

年度 項目	13	14
税 率 等	特別土地保有税 (1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。 (2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた（2年間の時限措置）。	特別土地保有税 (1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。 (2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。

10	11
特別土地保有税 (1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。 (2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。 (3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。 (4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。 (5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。	特別土地保有税 (1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。 (2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。 (3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。 (4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。

15
特別土地保有税 平成15年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。 事業所税 新增設に係る事業所税を、平成15年3月31日をもって廃止した。